

# 第1章 都市計画マスタープラン策定にあたって

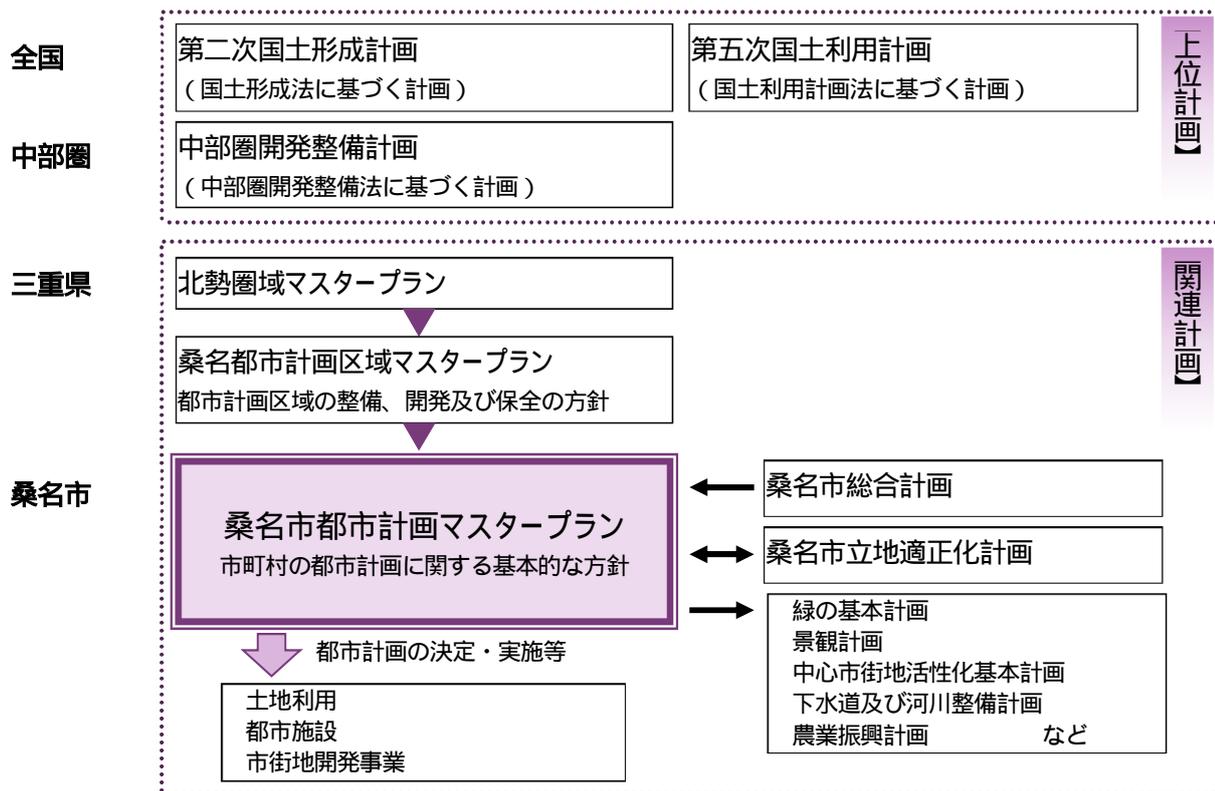
## 1-1 都市計画マスタープランとは

都市計画とは、市民の生活や事業者の経済活動などが安全・快適に行われるようにするため、農林漁業との調和にも配慮しながら、秩序ある土地利用に向けて必要な規制・誘導を行ったり、道路・公園などの都市施設整備や土地区画整理事業などの市街地開発事業を推進したりするための計画です。

「桑名市都市計画マスタープラン」は、桑名市が都市全体の将来像を見据えたうえで、土地利用や都市施設の配置、規模等についての長期的な見通しを明らかにするものです。

都市計画法におけるマスタープランには、三重県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」と桑名市が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」があり、様々な上位計画や関連計画のなかで位置づけられています。

図1-1 都市計画マスタープランの位置づけ



## 1-2 これまでの経緯と改定の趣旨

現行の都市計画マスタープラン（以下「現行マスタープラン」という。）は、平成16年に旧桑名市・多度町・長島町が合併した後、平成19年度にスタートした桑名市総合計画を受け、平成20年5月に策定しました。

それからおよそ10年が経過する中で、平成27年度には「本物力こそ、桑名力。」を基本理念とした新たな桑名市総合計画（「1-5 上位・関連計画の整理」参照）がスタートしました。また、この間に都市づくりに関する各種の法制度改正等が行われたことなどを受けて、都市計画として新たな取組みが必要になっています。

特に平成26年、都市再生特別措置法の一部改正により『立地適正化計画』制度が創設され、桑名市では平成30年度に同計画を策定しました（「1-5 上位・関連計画の整理」参照）。

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版と位置づけられ、両計画の連携が強く求められることから、新たな総合計画や各種情勢変化への対応を含めて、現行マスタープランの一部について見直すこととしました。

## 1-3 都市づくりに関する近年の法改正等の動き

人口減少や少子高齢化、防災、環境問題等の社会的な課題に対応するため、様々な法改正等の動きがありますが、このうち特に都市計画との関わりが強く、都市計画マスタープランの改定にあたって踏まえるべき主な事項について以下に整理します。

表1-1 都市づくりに関する近年の法改正等の動き

年月	法改正等	概要
平成23年 12月	「津波防災地域づくりに関する法律」施行	東日本大震災を契機に制定された法律で、最大クラスの津波が発生した場合でも「人の命が第一」という考え方で、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するもの
平成25年 12月	「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(南海トラフ法)」施行	東日本大震災を契機として、平成14年に制定された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(旧法)」が南海トラフ法に改正  H26.3 桑名市は同法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定(旧法より移行)
平成25年 12月	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」施行	大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進することなどを目的とするもので、都道府県や市町村による「国土強靱化地域計画」の策定を制度化
平成26年 4月	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について(総務省要請)	全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中で、厳しい財政状況等を踏まえつつ、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが必要なことから、各地方公共団体に公共施設等総合管理計画の策定を要請するもの  H27.6 桑名市公共施設等総合管理計画【平成26年度版】策定
平成26年 6月	道路の上下空間又は地下における建築物等の一体的整備について	道路の区域を立体的に定めることにより、それ以外の上下空間で建物の建築を可能とする「立体道路制度」について、都市の国際競争力の一層の強化等を図るため、特定の地域の一般道路においても適用できるように規制を緩和したもの

年月	法改正等	概要
平成26年 8月	「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」施行 『立地適正化計画制度』創設	「立地適正化計画」は、住宅および都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の立地の適正化を図ることを目的として、市町村が定める計画  H31.3 桑名市立地適正化計画策定
平成26年 11月	「まち・ひと・しごと創生法」施行	我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するもの  H27.11 桑名市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定
平成26年 11月	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」施行	交通政策基本法（平成25年12月施行）の基本理念に則り、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークの構築を目指すもので、「地域公共交通網形成計画」を制度化  H29.10 養老線交通圏地域公共交通網形成計画策定
平成27年 2月	「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行	適切な管理が行われていない空家等に対し、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要なことから、市町村による空家等対策計画の作成等を通じて、関連施策を総合的かつ計画的に推進するもの  H29.4 桑名市空家等対策計画策定
平成27年 4月	「都市農業振興基本法」施行	都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とするもの
平成28年 1月	「第5期科学技術基本計画」策定 Society5.0を提唱	Society5.0は、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く5番目の新たな社会を指すキャッチフレーズで、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）等の新たな技術を活用して、少子高齢化や地方の過疎化などの社会的課題の解決と経済発展の両立を目指すもの
平成28年 12月	「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」策定	平成27年9月に開催された国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が採択されたことを受け、日本の取組みの指針として、8つの優先課題と具体的施策等を定めたもの
平成28年 12月	市街化調整区域における既存建築物の用途変更に係る「開発許可制度運用指針」改正	市街化調整区域の古民家等の既存建築物を観光振興や移住・定住促進に活用しようとする場合に用途変更ができるよう、開発許可制度の運用を弾力化するもの（対象とする用途類型の例：観光振興のために必要な宿泊、飲食等の提供の用に供する施設、既存集落の維持のために必要な賃貸住宅等）
平成29年 5月	「自転車活用推進法」施行	自転車による環境負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、健康増進等を図ることが重要なことから、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とするもので、都道府県や市町村による「自転車活用推進計画」の策定を制度化
平成29年 6月	「都市緑地法等の一部を改正する法律」施行（一部は平成30年4月施行）	様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法等を改正するもの
平成30年 7月	「自治体戦略2040構想研究会第二次報告」公表	高齢者人口が最大となる2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で、バックカスティングに今後の自治体行政の在り方を展望し、早急に取組むべき対応策を検討することを目的に研究会を設置し、そこでの検討結果をとりまとめて報告

## 1-4 計画期間と計画区域

計画期間は、現行マスタープランどおり、おおむね20年を目標として計画を推進します。ただし、本プランで掲げる目標数値については、国勢調査等の実施時期を勘案し、2027（令和9）年を目標年次とします。なお、この計画期間が終了する時期に合わせて全面改定を行う予定ですが、総合計画の基本計画の節目となる時期や関連する法制度改正の動向を確認していく中で、必要に応じて改定を行います。

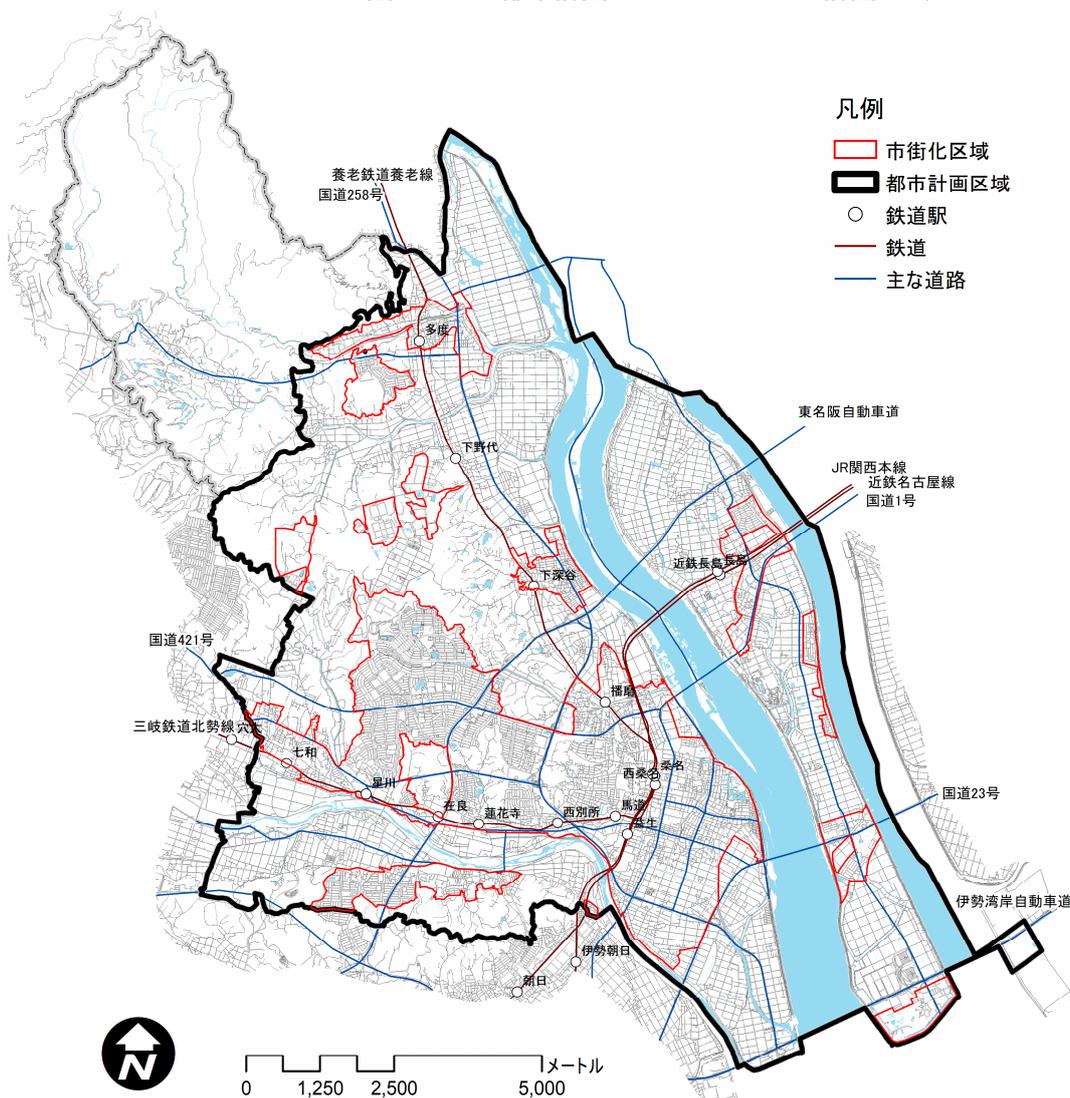
計画区域については、桑名市内の都市計画区域を基本にしつつ、都市計画区域外も計画区域とします。

表1-2 計画区域

	面積 (ha)	
行政区域	13,668	
都市計画区域	11,178.4	
	市街化区域	3,014.8
	市街化調整区域	8,163.6
都市計画区域外	2,490	

資料：行政区域面積/平成30年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）  
都市計画区域等/令和3年3月末時点

図1-2 都市計画マスタープランの計画区域



## 1-5 上位・関連計画の整理

本プランが踏まえるべき主な上位・関連計画について、それぞれの概要を整理します。

### 上位計画

#### (1) 国土のグランドデザイン2050 ～対流促進型国土の形成～（平成26年7月）

「国土のグランドデザイン2050 ～対流促進型国土の形成～」は、本格的な人口減少社会の到来、巨大災害の切迫等に対する危機意識を共有しつつ、2050年を見据え、未来を切り開いていくための国土づくりの理念・考え方を示すものです。

「時代の潮流と課題」を踏まえ、「基本的考え方」、「基本戦略」、「目指すべき国土の姿」等が示されています。

表1-3 国土のグランドデザイン2050の概要

1.時代の潮流と課題	(1)急激な人口減少、少子化 (2)異次元の高齢化の進展 (3)都市間競争の激化などグローバル化の進展 (4)巨大災害の切迫、インフラの老朽化 (5)食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題 (6)ICTの劇的な進歩など技術革新の進展
2.基本的考え方	(1)コンパクト+ネットワーク 質の高いサービスを効率的に提供 新たな価値創造 ・コンパクト+ネットワークにより「新しい集積」を形成し、国全体の「生産性」を高める 国土構造 (2)多様性と連携による国土・地域づくり 各地域が「多様性」を再構築し、自らの資源に磨きをかける 複数の地域間の「連携」により、人・モノ・情報の交流を促進 (3)人と国土の新たななかかわり (4)世界の中の日本 (5)災害への粘り強くしなやかな対応 (6)国土づくりの理念<国土づくりの3つの理念> 「多様性(ダイバーシティ)」 「連携(コネクティビティ)」 「災害への粘り強くしなやかな対応(レジリエンス)」
3.基本戦略	基本的考え方を踏まえ、2050年の目指すべき国土像を実現するため、12の基本戦略を定めることとする。 (1)国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築 (2)攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり (3)スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成 (4)日本海・太平洋2面活用型国土と圏域間対流の促進 (5)国の光を觀せる観光立国の実現 (6)田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出 (7)子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築 (8)美しく、災害に強い国土 (9)インフラを賢く使う (10)民間活力や技術革新を取り込む社会 (11)国土・地域の担い手づくり (12)戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応
4.目指すべき国土の姿	(1)実物空間と知識・情報空間が融合した「対流促進型国土」の形成 (2)大都市圏域：国際経済戦略都市へ (3)地方圏域：小さな拠点、コンパクトシティ、高次地方都市連合 (4)大都市圏域と地方圏域：依然として進展する東京一極集中からの脱却 (5)海洋・離島：我が国の主権と領土・領海を堅守

## (2) 第二次国土形成計画（全国計画）（平成27年8月）

新たな国土形成計画（全国計画）は、「国土のグランドデザイン2050」等を踏まえて、本格的な人口減少社会の到来、異次元の高齢化、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く厳しい状況変化のなかで、我が国がこれからも経済成長を続け活力ある豊かな国として発展できるか否かの重要な岐路にさしかかっているという認識のもと、2015年から概ね10年間の国土づくりの方向性を定めたものです。

表1-4 第二次国土形成計画（全国計画）の概要

計画期間	2015年～2025年
1.国土に係る状況の変化	(1)国土を取り巻く時代の潮流と課題 （表1-2「1.時代の潮流と課題」参照） (2)国民の価値観の変化 ・ライフスタイルの多様化（経済志向、生活志向）、共助社会づくりの広がり等 (3)国土空間の変化 ・低・未利用地や荒廃農地、必要な施業が行われない森林、空き家等の増加等
2.国土づくりの目標	(1)安全で、豊かさを実感することのできる国 (2)経済成長を続ける活力ある国 (3)国際社会の中で存在感を発揮する国
3.国土の基本構想	(1)「対流促進型国土」の形成：「対流」こそが日本の活力の源泉 （対流とは多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な動き） (2)「対流促進型国土」を形成するための重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」 (3)東京一極集中の是正と東京圏の位置付け (4)都市と農山漁村の相互貢献による共生
4.国土の基本構想実現のための具体的方向性	(1)ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土 ○個性ある地方の創生：（小さな拠点の形成）（コンパクトシティの形成）（連携中枢都市圏の形成） ○活力ある大都市圏の整備 ○グローバルな活躍の拡大 (2)安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤 ○災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築 ○国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成 ○国土基盤の維持・整備・活用 (3)国土づくりを支える参画と連携 ○地域を支える担い手の育成等 ○共助社会づくり
5.分野別施策の基本的方向	計画の推進のために必要な基本的な施策を政策分野別に示している。 (1)地域の整備に関する基本的な施策 (2)産業に関する基本的な施策 (3)文化及び観光に関する基本的な施策 (4)交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラに関する基本的な施策 (5)国土基盤ストックに関する基本的な施策 (6)防災・減災に関する基本的な施策 (7)国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策 (8)環境保全及び景観形成に関する基本的な施策 (9)多様な主体による共助社会づくりの実現に向けた基本的な施策
6.計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進	(1)国土利用計画との連携 ・国土利用計画法に基づき、国土形成計画と一体のものとして策定 (2)広域地方計画の策定・推進（8つの広域ブロックごとに計画策定）

(3) 第五次国土利用計画（全国計画）（平成27年8月）

国土利用計画は、自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的としているもので、計画には以下の事項を定めることとなっています。

- 1. 国土の利用に関する基本構想
- 2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- 3. 2.に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

国土利用計画には、全国の区域について定める計画（全国計画）、都道府県の区域について定める計画（都道府県計画）、市町村の区域について定める計画（市町村計画）があります。

表1-5 第五次国土利用計画（全国計画）の概要

1. 国土の利用に関する基本構想	<p>(1) 国土利用の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針とし、国土の安全性を高め持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指す。</li> <li>○今後、人口減少、高齢化、財政制約等が進行する中で、このような取組を進めるには、「複合的な施策の推進」、「国土の選択的な利用」が必要。</li> </ul> <p>(2) 地域類型別の国土利用の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市：都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化／集約化した都市間のネットワークを充実／より安全で環境負荷の低いまちづくり／都市防災／美しくゆとりある環境の形成等</li> <li>・農山漁村：良好な生活環境の整備／農林水産業の成長産業化等／「小さな拠点」の形成／集落の維持／「田園回帰」を踏まえ共生・対流の促進／農地と宅地が混在する地域での計画的かつ適切な土地利用等</li> <li>・自然維持地域：野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保／自然環境の保全・再生・活用</li> </ul> <p>(3) 利用区分別の国土利用の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地：優良農地の確保／多面的機能の維持・発揮／農地の集積・集約／市街化区域内農地の計画的な保全と利用</li> <li>・森林：国土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備・保全／国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用</li> <li>・原野等：湿原・草原等の貴重な自然環境を形成している原野の保全・再生／その他の原野及び採草放牧地の適正な利用</li> <li>・水面・河川・水路：安全性の向上／より安定した水供給などに要する用地の確保／健全な水循環の維持又は回復を通じた自然環境の保全・再生への配慮</li> <li>・道路：地域間の対流を促進／災害時における輸送の多重性・代替性を確保／既存用地の有効利用</li> <li>・住宅地：人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現／既存住宅ストックの有効利用等を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制</li> <li>・工業用地：グローバル化等に伴う工場の立地動向、インフラの整備状況、地域産業活性化の状況等を踏まえ、必要な用地を確保／工場跡地の有効利用</li> <li>・その他の宅地：土地利用の高度化、都市の集約化、より安全な地域への市街地の集約化</li> <li>・その他：公用・公共用施設の用地：国民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮／低・未利用地：各種影響への配慮をしつつ積極的かつ有効に活用／沿岸域：総合的利用や海岸の保全等を推進</li> </ul>
------------------	---

2.国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	(1)国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 (単位：万ha)	(2)地域別の概要(R7年) (単位：万ha)																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24年 (基準年次)</th> <th>R7年 (目標年次)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>-</td> <td>1億2,070万人</td> </tr> <tr> <td>一般世帯数</td> <td>-</td> <td>5,200万世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">利用区分ごとの規模</td> <td>農地</td> <td>455</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>森林</td> <td>2,506</td> <td>2,510</td> </tr> <tr> <td>原野等</td> <td>34</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>水面・河川・水路</td> <td>134</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>137</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>宅地</td> <td>190</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>住宅地</td> <td>116</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>工業用地</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>その他の宅地</td> <td>59</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>324</td> <td>329</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,780</td> <td>3,780</td> </tr> <tr> <td>人口集中地区(市街地)</td> <td>127</td> <td>121</td> </tr> </tbody> </table>		H24年 (基準年次)	R7年 (目標年次)	人口	-	1億2,070万人	一般世帯数	-	5,200万世帯	利用区分ごとの規模	農地	455	440	森林	2,506	2,510	原野等	34	34	水面・河川・水路	134	135	道路	137	142	宅地	190	190	住宅地	116	116	工業用地	15	15	その他の宅地	59	59	その他	324	329	合計	3,780	3,780	人口集中地区(市街地)	127	121	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>三大都市圏</th> <th>地方圏</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>6,400万人</td> <td>5,700万人</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">利用区分ごとの規模</td> <td>農地</td> <td>56</td> <td>384</td> </tr> <tr> <td>森林</td> <td>316</td> <td>2,194</td> </tr> <tr> <td>原野等</td> <td>-</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>水面・河川・水路</td> <td>19</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>29</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>住宅地</td> <td>40</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>工業用地</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>その他の宅地</td> <td>18</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>56</td> <td>273</td> </tr> <tr> <td>人口集中地区(市街地)</td> <td>64</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table>		三大都市圏	地方圏	人口	6,400万人	5,700万人	利用区分ごとの規模	農地	56	384	森林	316	2,194	原野等	-	33	水面・河川・水路	19	116	道路	29	113	住宅地	40	76	工業用地	5	10	その他の宅地	18	41	その他	56	273	人口集中地区(市街地)	64
	H24年 (基準年次)	R7年 (目標年次)																																																																																		
人口	-	1億2,070万人																																																																																		
一般世帯数	-	5,200万世帯																																																																																		
利用区分ごとの規模	農地	455	440																																																																																	
	森林	2,506	2,510																																																																																	
	原野等	34	34																																																																																	
	水面・河川・水路	134	135																																																																																	
	道路	137	142																																																																																	
	宅地	190	190																																																																																	
	住宅地	116	116																																																																																	
	工業用地	15	15																																																																																	
	その他の宅地	59	59																																																																																	
	その他	324	329																																																																																	
	合計	3,780	3,780																																																																																	
	人口集中地区(市街地)	127	121																																																																																	
	三大都市圏	地方圏																																																																																		
人口	6,400万人	5,700万人																																																																																		
利用区分ごとの規模	農地	56	384																																																																																	
	森林	316	2,194																																																																																	
	原野等	-	33																																																																																	
	水面・河川・水路	19	116																																																																																	
	道路	29	113																																																																																	
	住宅地	40	76																																																																																	
	工業用地	5	10																																																																																	
	その他の宅地	18	41																																																																																	
	その他	56	273																																																																																	
	人口集中地区(市街地)	64	57																																																																																	
3.必要な措置の概要	<p>土地利用基本計画を活用し、市町村の意向を十分踏まえた都道府県の土地利用の総合調整の積極的推進</p> <p>所有者の所在の把握が難しい土地の増加の防止や円滑な利活用に向けた現場の対応を支援するための方策の検討</p> <p>都市の低・未利用地や空き家等の有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制</p> <p>災害リスクの高い地域の把握・公表や法に基づいた規制区域の指定の促進</p> <p>地籍調査の計画的な実施。特に、南海トラフ地震等の想定地域や山村部での重点的実施</p> <p>各種指標等を活用し、計画推進上の課題を把握。計画が目的を達するよう効果的な施策を講じる</p>																																																																																			

(4) 中部圏開発整備計画（平成28年3月）

中部圏開発整備計画は、「富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県」の区域を対象としており、このなかで特に三重県と愛知県は、都市整備区域として中部圏における重要な地域に位置づけられています。

桑名市は以下に示すように中部圏開発整備計画に存在し、かつ都市整備区域に属しています。

表1-6 中部圏開発整備法の指定区域

都市整備区域 (36市16町1村)	三重県：桑名市、四日市市、いなべ市（一部）、木曾岬町、東員町、朝日町、川越町 愛知県：名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、飛島村
----------------------	--

表1-7 中部圏開発整備計画の概要

計画期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1「中部圏を取り巻く諸状況と課題、2「中部圏の将来像とその実現のための施策」……概ね10年間</li> <li>・3「施設の整備計画」……概ね5年間</li> </ul>
1.中部圏を取り巻く諸状況と課題	<p>(1)国土づくりの目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で、豊かさを実感することのできる国</li> <li>・経済成長を続ける活力ある国</li> <li>・国際社会の中で存在感を発揮する国</li> </ul> <p>(2)国土の基本構想</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対流促進型国土の形成：「対流」こそが日本の活力の源泉</li> <li>・「対流促進型国土」を形成するための重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」</li> </ul> <p>(3)中部圏の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業、インフラ</li> <li>・国際交流、観光</li> <li>・環境・エネルギー・土地</li> <li>・災害リスク</li> </ul>
2.中部圏の将来像とその実現のための施策	<p>(1)中部圏が目標とする社会や生活の姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○世界最強・最先端のものづくり産業・技術のグローバル・ハブ             <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界に冠たるものづくり技術と品質</li> <li>・世界中からビジネスチャンスを求めて、ヒト、モノ、カネ、情報が集まり対流</li> <li>・環太平洋・日本海に開かれた我が国の一大産業拠点</li> </ul> </li> <li>リニア効果を最大化し都市と地方の対流促進、ひとり一人が輝く中部             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速交通ネットワークを活かし、太平洋側から日本海側まで広がる国内外との交流連携、対流促進</li> <li>・産業や文化、ライフスタイルなど新たな価値創造、ひとり一人の豊かさを実感、地方創成</li> </ul> </li> <li>災害に強くしなやか、環境と共生した国土             <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境共生、国土保全、国土基盤の維持管理・活用など、国土の適切な管理による安全安心で持続可能な国土</li> </ul> </li> <li>○暮らしやすさに磨きをかけさらに輝く             <ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある暮らしやすい生活環境を有する都市圏と農山漁村や自然が共生する自立的に発展する圏域づくりを進め、「職」「住」「遊」「学」を充実させることで、世代・価値観に応じた多彩な生活、就業、交流の機会を誰もが享受し、豊かさを実感することのできる、「暮らしやすさに磨きをかけ更に輝く」圏域</li> </ul> </li> </ul>

	<p>○大都市圏に近接する特性を活かし、日本海・太平洋2面活用型国土形成を牽引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾や空港等のインフラの充実を図り、ユーラシアへのゲートウェイとしての機能を強化するとともに、太平洋側において想定されている巨大地震や近年の気候変動に伴う災害リスクの解決等に積極的に取り組み、「大都市圏に近接する特性を活かし、日本海・太平洋2面活用型国土形成を牽引」する圏域</li> </ul> <p>(2)将来像実現に向けた基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.世界最強・最先端のものづくりの進化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略産業の育成、広域産業クラスターの形成、新たな産業の創生 等</li> </ul> </li> <li>2.スーパー・メガリージョンのセンター、我が国の成長を牽引 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リニア効果を最大化する地域づくり、国際大交流時代の観光交流の先導 等</li> </ul> </li> <li>3.地域の個性と対流による地方創生 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「小さな拠点」づくり、地域産業の活性化、次世代交通システム構築 等</li> </ul> </li> <li>4.安全・安心で環境と共生した中部圏形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・太平洋・日本海2面活用型の強靱な国土、生物多様性、景観、低炭素 等</li> </ul> </li> <li>5.人材育成と共助社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度人材、グローバル人材、女性活躍、高齢者参画、障害者共生、多文化共生 等</li> </ul> </li> <li>6.個性ある圏域の創生 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援サービス、雇用環境の充実、職住近接、防災減災対策、環境保全 等</li> </ul> </li> <li>7.競争力のある産業の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・同業種・異業種や高等教育機関の対流、交通ICTネットワーク環境の充実 等</li> </ul> </li> <li>8.日本海側の中核圏域の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流・旅客機能の強化、海域・空域の安全確保・保安対策 等</li> </ul> </li> <li>9.対流・交流人口の創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の磨き上げ、観光周遊ルートの充実、誘客促進と魅力の発信 等</li> </ul> </li> </ol> <p>(3)区域の指定</p> <p>中部圏開発整備法における政策区域として、都市整備区域、都市開発区域、保全区域がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市整備区域：産業開発の程度が高く、経済発展が予想される地域で、計画的に基盤整備を行う区域</li> <li>・都市開発区域：産業都市等として開発整備する区域</li> <li>・保全区域：観光資源を保全し若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する区域</li> </ul>
<p>3.施設の整備計画 〔桑名市に係るもの〕</p>	<p>1.道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要地方道 水郷公園線(福吉橋)(三重県桑名市)</li> </ul> <p>27.かんがい排水施設及び農用地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村整備事業等</li> </ul>

関連計画

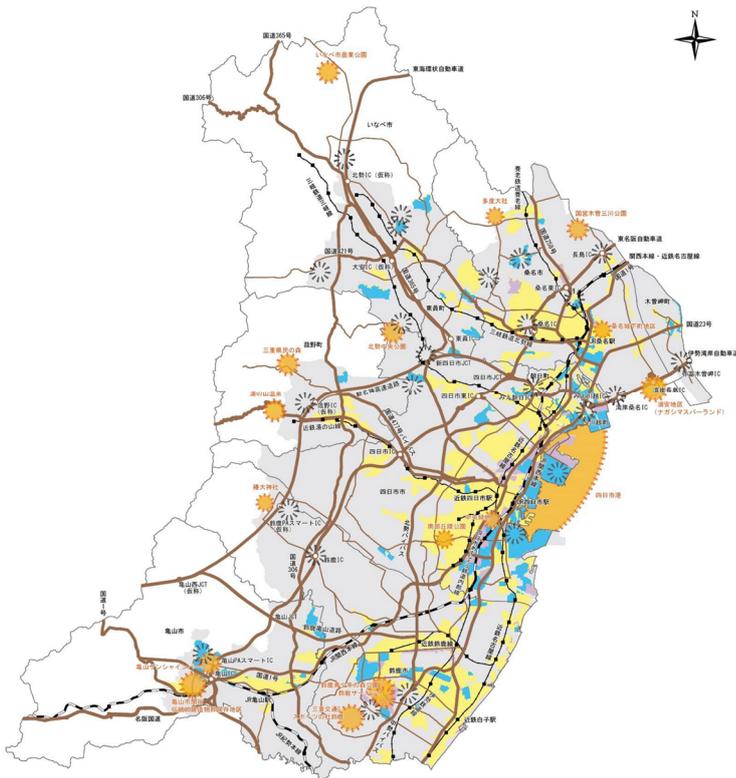
(1) 北勢圏域マスタープラン（平成30年3月）

圏域マスタープランは、都市計画区域ごとに整備、開発及び保全の方針を定めた「都市計画区域マスタープラン」の改定に先立ち、県内を北勢圏域・中南勢圏域・伊勢志摩圏域・伊賀圏域・東紀州圏域の5つの圏域に区分し、圏域ごとに20年後の将来都市像を展望し、都市計画の課題や理念、目標などを示すものです。

本市を含む北勢圏域の圏域マスタープランの概要は以下のとおりです。

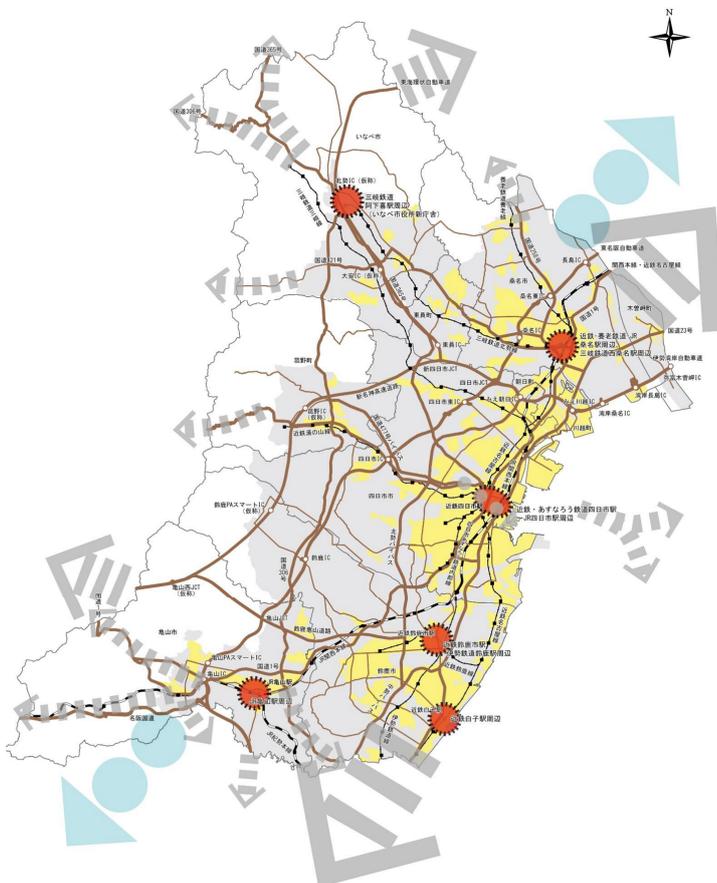
北勢圏域マスタープラン			
都市計画の理念と目標	<p align="center"><b>『未来に向けて新しい価値を創造する都市（まち）』</b></p> <p>三重県の中核的圏域として、わが国屈指の産業集積と地域の自然環境や歴史・文化を基盤に、県内の経済をけん引し続けるとともに、住みたくなる都市環境を創出し、持続的に発展する都市をめざします。</p> <p>《4つの方向ごとの目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>産業振興による地域活力の向上</b> - さらなる産業集積と広域交流促進による活力ある圏域づくり -</li> <li>➤ <b>都市機能の効率性と生活利便性の向上</b> - 都市機能の集約化と広域連携による中核的圏域づくり -</li> <li>➤ <b>地域の個性を生かした魅力の向上</b> - 魅力と個性を生み出す地域づくりによる多様性のある圏域づくり -</li> <li>➤ <b>災害に対応した安全性の向上</b> - 災害に強く、しなやかな圏域づくり -</li> </ul>		
圏域・都市計画区域の将来都市構造（桑名市関連の拠点）	広域拠点	近鉄・養老鉄道・JR桑名駅、三岐鉄道西桑名駅周辺	
	交流拠点	自然交流拠点	国営木曽三川公園
		歴史・文化交流拠点	桑名城下町地区（桑名七里の渡し公園）、多度大社
	レクリエーション等交流拠点	浦安地区（ナガシマスパーランド）	

図1-3 北勢圏域将来都市構造図(1/4)【産業振興による地域活力の向上】



交流拠点		★
広域連携軸 (道路)		—
圏域内連携軸 (道路交通)		—
インターチェンジ		○
圏域内 連携軸 (鉄道)	JR	≡
	私鉄	≡
用途地域	住居系・商業系	■
工業系 用途地域	工業専用地域・工業地域	■
	準工業地域	■
工業系土地利用誘導ゾーン		✳
都市計画区域		□
行政区域		□

図1-4 北勢圏域将来都市構造図(2/4)【都市機能の効率性と生活利便性の向上】



広域拠点		★
広域連携軸 (圏域外)		≡
地域高規格道路 (計画路線)		≡
広域連携軸 (リニア中央新幹線想定ルート)		≡
広域連携軸 (道路)		—
圏域内連携軸 (道路交通)		—
インターチェンジ		○
圏域内 連携軸 (鉄道)	JR	≡
	私鉄	≡
市街地 (用途地域)		■
都市計画区域		□
行政区域		□

図1-5 北勢圏域将来都市構造図(3/4)【地域の個性を生かした魅力の向上】

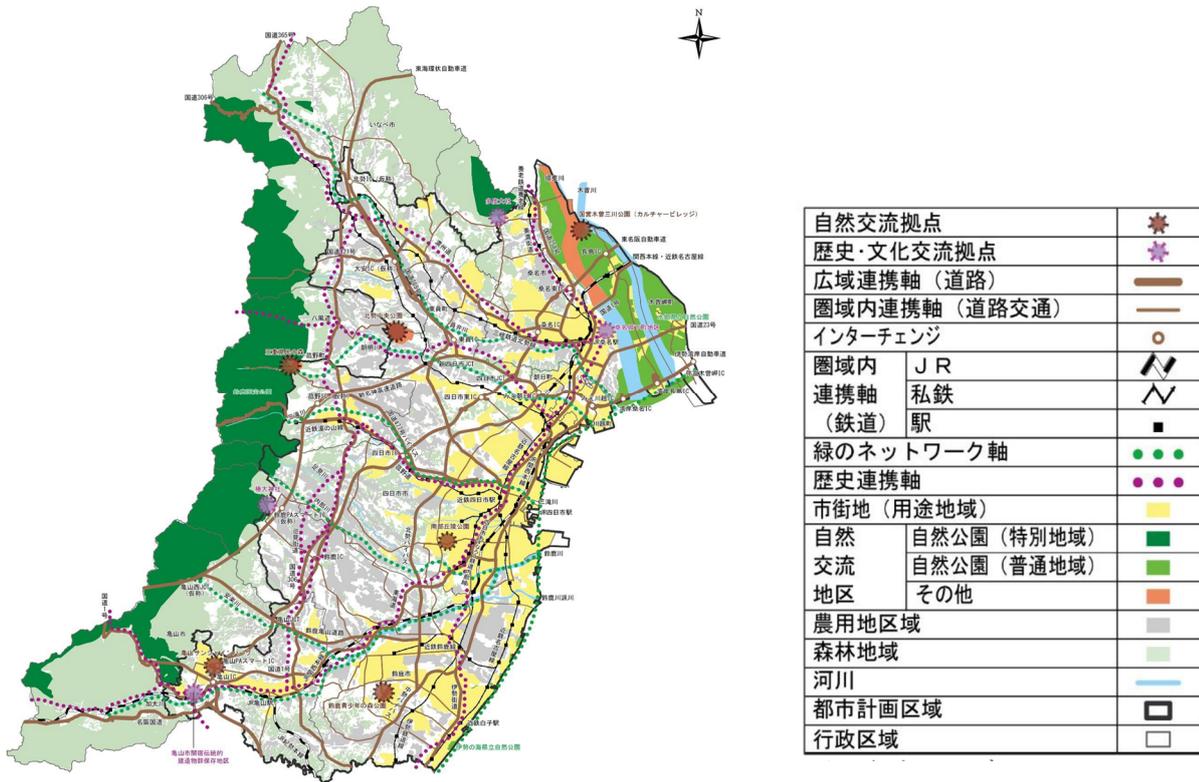


図1-6 北勢圏域将来都市構造図(4/4)【災害に対応した安全性の向上】

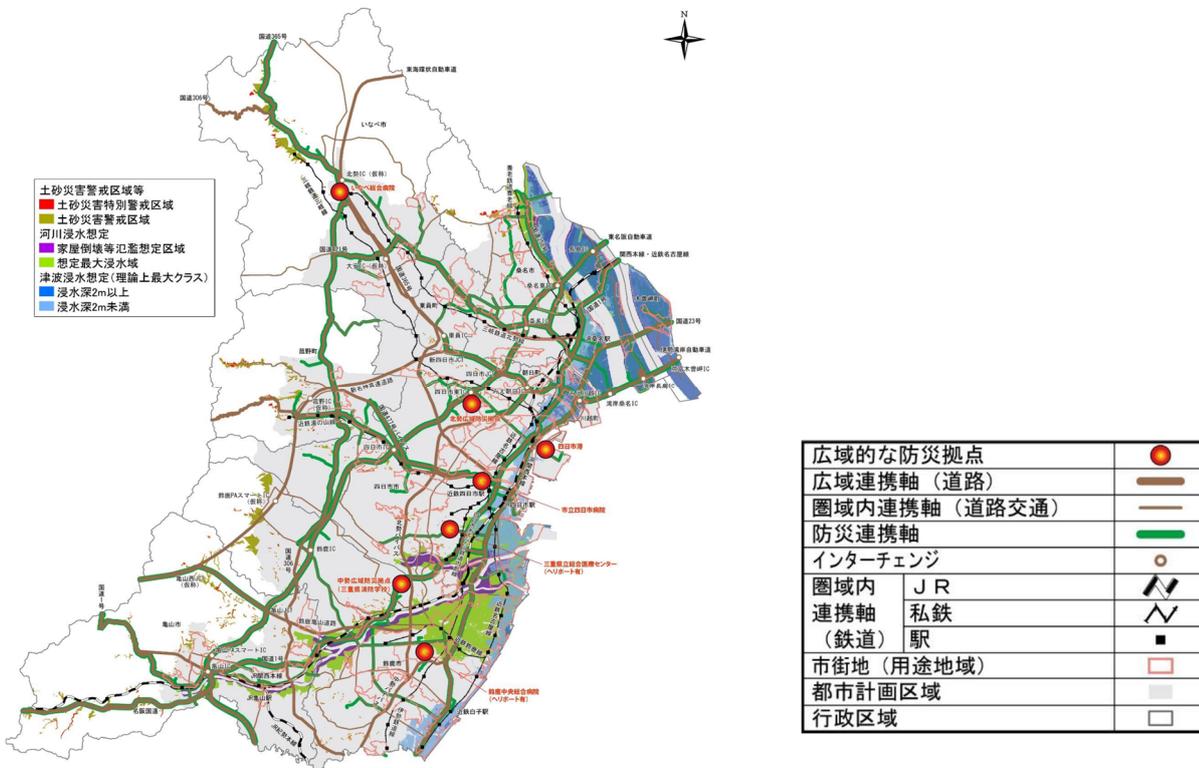
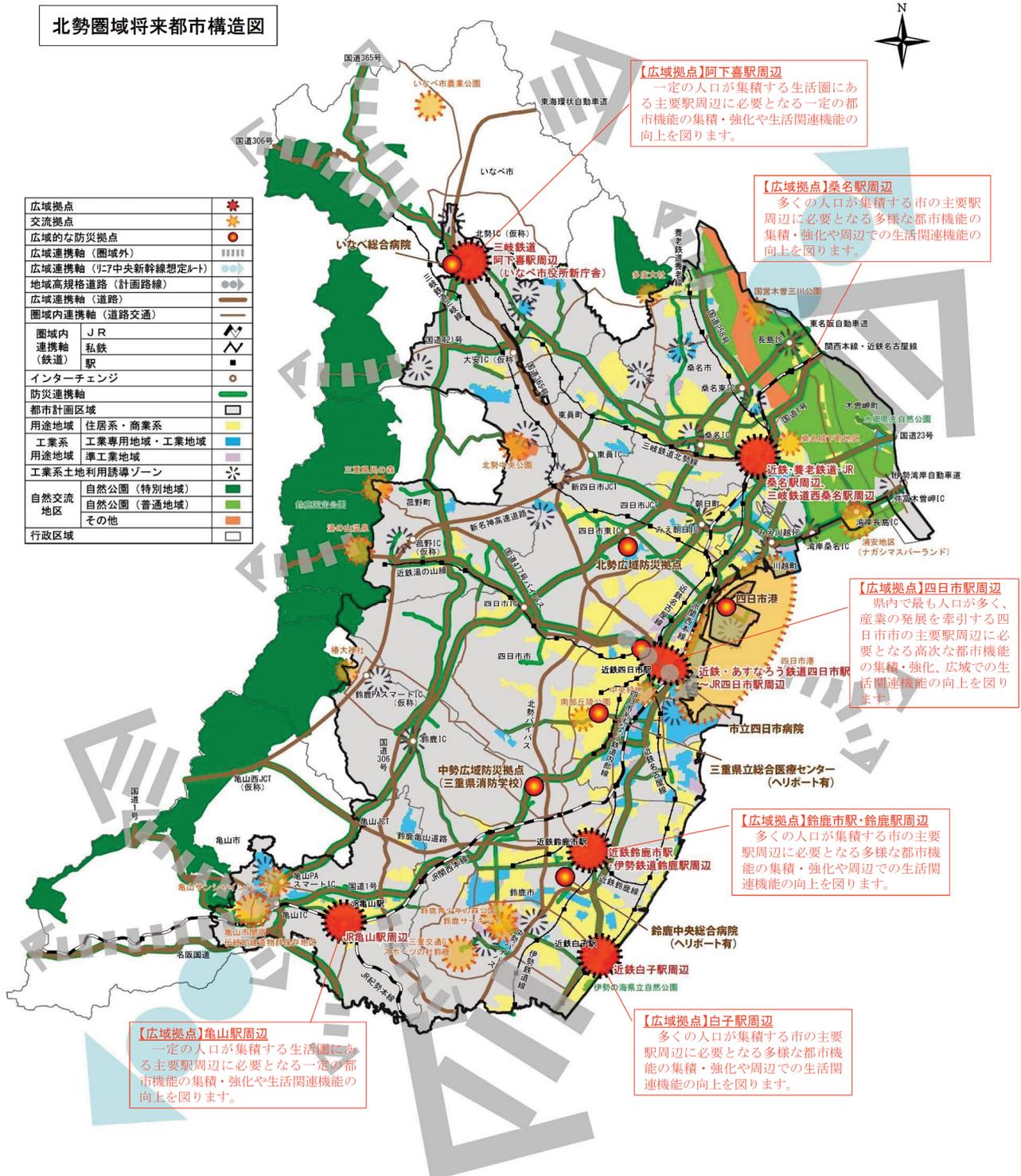


図1-7 北勢圏域将来都市構造図(平成30年3月)



※広域連携軸および圏域内連携軸は、本計画策定時の道路および計画・構想を示したものです。

## (2) 桑名都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（桑名都市計画区域マスタープラン）

（平成25年5月） 令和2年度に改定予定

都市計画法第6条の2の規定に基づき、三重県が広域的見地から区域区分をはじめとした都市計画の基本的方針を定めたもので、計画期間は平成22(2010)年から概ね20年です。

三重県では、都市計画区域マスタープランに定めるべき項目のうち「都市計画の目標」については、圏域マスタープランで定めることとしているため、桑名都市計画区域マスタープランにおける都市計画の目標は、前項(1)で示したとおりとなります。

また、都市計画区域マスタープランでは、都市計画の目標を踏まえて、「土地利用規制の基本方針」および「主要な都市計画の決定方針」を定めています。

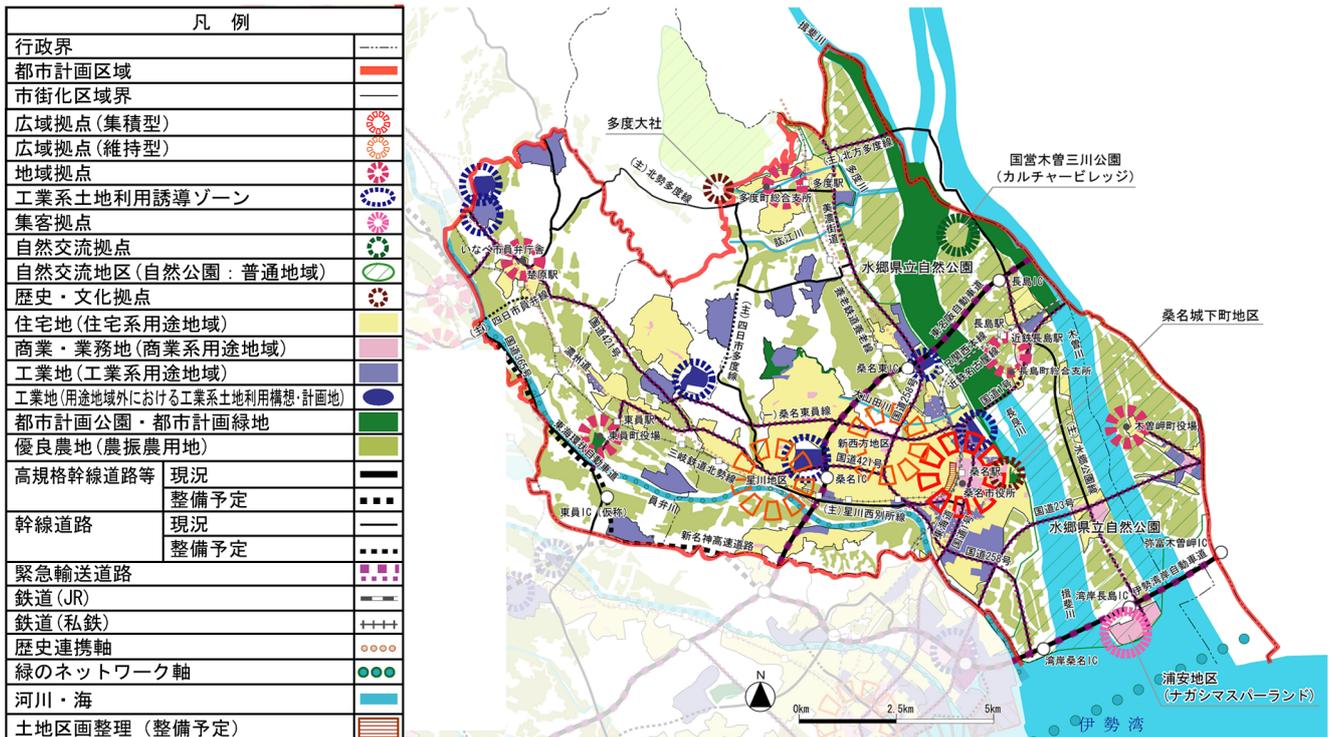
土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	
主要用途の配置方針	
住宅地	<p>広域拠点（集積型）では、都心居住を促進・支援するため、まちづくりの方針にあわせて、土地の高度利用や複合利用を図ります。</p> <p>地域拠頭に位置づけた各区域は、定住人口や地域コミュニティの維持を図るため、公共交通の利便性向上に向けた支援を促進し、日常生活圏の形成のため、必要な範囲で居住環境の改善を図ります。</p> <p>低層・高密な住宅地では、良好な居住環境を形成するため、建物の建て替え等にあわせて道路や公園等の都市施設の整備を進めます。</p> <p>良好な居住環境を備えた既存の住宅団地等は、定住人口を維持し地域コミュニティの維持・増進を図るため公共交通の利便性向上に向けた支援を促進します。</p> <p>多くの低・未利用地を抱える住宅地では、それらを活用した良好な居住環境の形成方針を明らかにし、その方針に応じた地区計画の適用等を進めます。桑名市の西部に広がる丘陵地や多度町小山地区等、新たな住宅地の形成を進める地区では、引き続き都市基盤の整備を促進し、良好な居住環境を備えた住宅地の形成を図ります。</p>
商業・業務地	<p>広域拠点（集積型）では、広域交流の促進や中心市街地の活性化、都心居住を支援する商業・業務、文化等の各都市機能の集約を進めるため、商業地域又は近隣商業地域の指定を維持し、新たな大規模集客施設の立地を許容します。</p> <p>また、隣接する歴史・文化拠点である桑名城下町地区の来訪者を取り込んだ活性化方策についてもあわせて検討します。</p> <p>広域拠点（維持型）では、商業地域又は近隣商業地域の用途地域を維持又は指定し、既存の大規模集客施設の立地を維持します。</p> <p>地域住民の日常の消費需要に対応する広域拠点以外の商業・業務地では、商業地域又は近隣商業地域の用途地域を維持するとともに、大規模集客施設の立地を抑制します。なお、大規模集客施設の立地の可能性がある場合は、必要に応じて特別用途地区の併用指定を促進します。</p> <p>また、集客拠点として位置づけた浦安地区（ナガシマスパーランド）では、広域的な集客交流機能を維持するため、必要に応じ、用途地域の変更等を行います。</p>
工業地	<p>圏域において位置づけた工業系土地利用誘導ゾーンについては、積極的に企業誘致を図り、必要な都市基盤の整備を進めます。</p> <p>なお、市街化調整区域に位置する工業系土地利用誘導ゾーンは、地区計画制度を適用し、必要な都市基盤の整備を行います。なお、必要に応じて市街化区域への編入及び工業系用途地域の指定を進めます。</p> <p>市街化区域内の工業系用途地域内の未利用地は、既存ストックを活用し、必要な都市施設等の整備を図り、計画的な集積を進めます。</p> <p>準工業地域で、住・商・工が混在している地域では、それぞれの地域の実情に応じて、計画的に工業系若しくは住居系への純化を図り、適正な用途地域へ変更します。</p>

市街地における建築物の密度構成に関する方針	
<p>市街地における既存ストックの活用や市街地郊外における自然環境の保全等を考慮し、広域拠点や地域拠点の配置を基本として、建築物の密度構成を調整することで、集約型都市構造の構築を図ります。</p> <p>広域拠点（集積型）では、多様な都市機能の集約に対応するため、地域に依拠してまちづくりの方針にあわせた土地の高度利用・複合利用により、容積率400%、建ぺい率80%を基本とする高密度な市街地の形成を図ります。</p> <p>地域拠点では、日常サービスが受けられる都市機能の集約に対応するため、容積率200%、建ぺい率80%を基本とする中密度な市街地の形成を図ります。</p> <p>工業系地域については、容積率200%、建ぺい率60%を基本とします。</p> <p>その他の区域では、現在の密度を維持し、良好な住宅団地においては、ゆとりある居住環境を維持します。</p>	
市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	
土地の高度利用	<p>広域拠点（集積型）では、商業・業務、文化等の都市機能の集約や都心居住を促進するため、必要な都市施設等を総合的に再整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の充実を促進します。</p>
用途転換、用途純化又は用途の複合化	<p>桑名市の中心市街地における商業系用途地域や工業系用途地域で、住居系土地利用が進行している区域では、実態にあわせた用途地域の見直しについて検討していきます。</p>
居住環境の改善又は維持	<p>市街地内の低層・高密度な住宅地では、良好な居住環境を形成するため、道路や公園等の都市施設の整備を進めます。</p> <p>地震による建物の被害を軽減し、県民の生命や財産を守るため、昭和56年の建築基準法改正以前に建設された住宅については、「三重県耐震改修促進計画」等に基づき、耐震診断や耐震補強等を支援し、耐震化を促進します。</p> <p>低・未利用地を抱える住宅地では、それらを活用した良好な居住環境の形成方針を明らかにしたうえで、方針に応じた地区計画や面的整備の適用等を進めます。</p> <p>今後、少子・高齢化が進む郊外の良好な居住環境を備えた既存の住宅団地では、定住人口を維持するため、地域コミュニティの維持・増進を図るとともに、徒歩や公共交通の利便性向上に向けた支援を促進します。</p>
市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持	<p>市街地における身近な緑地の適切な維持や保全を図るため、公園・緑地や街路樹等の維持、公共施設や民地内の緑化等について、市民や市内事業者との協働により取り組みます。</p> <p>桑名市の高塚山古墳周辺の農地や竹林及び九華公園周辺は、歴史的資源の保全を図りながら、市街地に残された貴重な緑地空間として保全と活用について検討していきます。</p> <p>生産緑地は、市街地における貴重な緑地として、引き続き保全を図ります。</p>

市街化調整区域の土地利用の方針	
優良な農地との健全な調和	<p>一団の優良農地については、引き続き開発を抑制し、保全を図ります。</p>
災害防止の観点から必要な市街化の抑制	<p>農地や山地等については、保水・涵養機能を維持するため、市街化を抑制します。</p> <p>木曾三川に接する低地の中で、溢水・湛水等の災害の恐れがある区域については、引き続き市街化を抑制します。</p> <p>土砂災害の危険性が高い地域では、現在の土地利用を踏まえつつ、新たな宅地化や開発行為を抑制します。</p>
自然環境形成の観点から必要な保全	<p>桑名市北西部、いなべ市南部、東員町に広がる丘陵地は、養老山系に連なる緑地帯として、引き続き保全を図ります。</p> <p>特に、自然環境形成の観点から保全が必要な区域については、公園・緑地、風致地区等を定めます。</p>
秩序ある都市的土地利用の実現	<p>市街化調整区域の集落等では、集落の維持を図るため、必要な区域について地区計画制度を活用し、日常生活における利便性の向上に資する機能の導入を図ります。</p> <p>また、工業の増進等を目的とする一定規模以上の開発は、立地の確実性、周辺環境への影響等を勘案し、計画的に市街化を図ります。</p>

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	
交通施設の都市計画の決定方針	
交通体系	<p>本区域では、本格的な高齢社会への対応を図るため、公共交通の充実を図るとともに、自動車交通や自転車・徒歩と適切に連携することで、総合交通体系の構築をめざします。</p> <p>そのため、本区域の中心となる桑名駅（近鉄・養老鉄道・JR、三岐鉄道西桑名駅）と近鉄益生駅及びその周辺を総合交通体系の要と位置づけ、交通結節機能の充実を図ります。</p> <p>本区域の鉄道は、中部圏や近畿圏との広域交流を支えるとともに、環境や人にやさしく、誰もが円滑に移動できる公共交通網の形成を図るため、自動車交通、バス交通、自転車・徒歩と適切に連携することで利便性を向上させ、利用促進及び路線の維持を図ります。</p> <p>また、中部圏や近畿圏と連携する高規格幹線道路網、将来都市構造において連携軸として位置づけた高規格幹線道路網や国道、主要な県道等は、圏域内外の拠点間の連絡や産業誘導で重要な役割を担うことから、引き続き、交通処理・空間形成・景観形成等の諸機能の維持・増進を図ります。</p> <p>なお、都市計画道路は、社会経済情勢や住民の意向等を踏まえながら、道路の機能を明確にしたうえで、必要に応じた計画の見直しを進めます。</p>
主要な施設の配置方針	
鉄道	<p>鉄道は、本格的な高齢社会に対応した、地球環境にやさしい公共交通の要として、持続可能な地域づくりの実現に向けて中心的な役割を担います。</p> <p>そのため、バス交通等の公共交通や自動車交通との連携強化を促進し、公共交通の骨格としての路線を今後も維持します。</p> <p>また、当区域にあるJR関西本線、近鉄名古屋線、養老鉄道養老線、三岐鉄道北勢線においては、交通結節点及び周辺の整備によって利便性を向上させ、利用促進を図ります。</p>
その他	<p>バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進するため、交通結節点及び周辺の整備について検討します。</p> <p>市内の各拠点と既存集落地等との連携については、地域公共交通総合連携計画に基づき、コミュニティバス等の導入等を検討し、高齢者等誰もが移動しやすい環境の整備を進めます。</p>

図1-8 土地利用構想図（平成25年5月）



### (3) 桑名市総合計画（平成27年3月）

本計画は、桑名市の中長期のまちづくりの方向性を示す最も重要な計画で、計画期間は平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの10年間です。

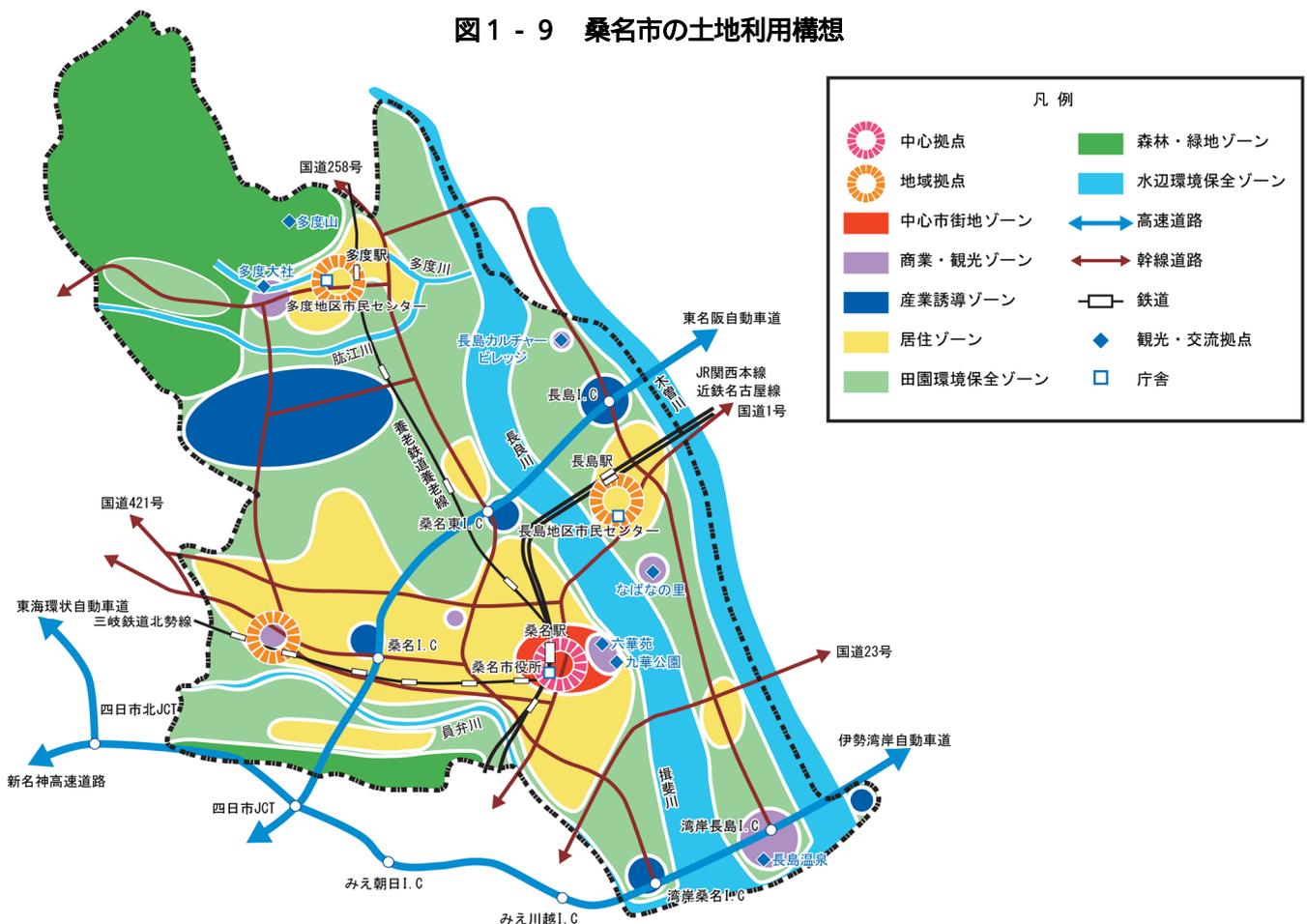
総合計画基本構想では、『本物力こそ、桑名力』を基本理念に、『快適な暮らしを次世代にも誇れるまち』『桑名市の魅力が自他ともに認められるまち』を将来像として、『次世代へと続く快適な暮らしの中でゆるぎない魅力が本物として成長し続けるまち 桑名』を目指しており、この将来像の実現のために7つのビジョンを掲げ、取組みを進めています。

その中の一つ、『地理的優位性を活かした元気なまち』では、本市が日本の東西・南北を結ぶ交通・物流の要衝にある地理・地勢や、東海環状自動車道・新名神高速道路が整備されることによる広域交通の利便性向上など、地理的優位性を活かす取組みを行うことで、桑名に求心力を持たせ、ヒト・モノ・カネが集まる、活気あふれるまちづくりを進めることとしています。

また、『桑名をまちごと『ブランド』に』では、本市には日本や世界に誇れる多くの価値や資源があるものの、掘り起こせてないものや活かしきれてないものなどあることから、この価値や資源を発掘し、磨きあげ、日本や世界に発信することで、桑名のまちの魅力を向上させるまちづくりを進めることとしています。

本市の土地利用の構想として、少子高齢化と人口減少に対応するため、主要な駅や公共施設周辺など都市機能が集積された拠点を活かし、コンパクトで持続可能な都市の構築を目指して、以下のゾーン・拠点を設定しています。

図1 - 9 桑名市の土地利用構想



## 土地利用構想【基本構想から抜粋】

## 1 土地利用の方針

## 1. 地理的優位性の活用

将来にわたって桑名の活力を維持・強化するために、広域的な幹線道路ネットワークの要衝にある優れた交通条件を活用して、東海圏のハブシティとして活気あるまちづくりを進めます。

## 2. 市街地の保全

将来にわたって人々が集まり、住み続けられるようにするために、既存市街地の住環境の保全を図るとともに、これまで集積させてきた既存ストックを活用し、都市機能をコンパクトに集約していきます。また、古くから継承されている歴史・文化的機能を活用した魅力づくりを進めます。

## 3. 豊かな自然環境の保全・活用

市内に広がる農地、丘陵部や多度山に残された樹林地、木曾三川の水辺は、農業生産や自然生態系、防災、レクリエーションなどの多面的な役割を有する貴重な資源として保全していきます。また、環境学習や余暇活動など自然と親しむ場として積極的な活用を図ります。

## 2 ゾーン別の方針

1. **中心市街地ゾーン**：桑名駅の東西に形成されている市街地を中心市街地として位置づけ、各種都市機能の集積を図り、内外から人が集まる賑わいと活力ある拠点づくりを進めます。
2. **商業・観光ゾーン**：商業施設が集積する商業地は、選択性・利便性に富んだ市民の消費生活を支えることができるように、現状の商業・サービス機能の維持・更新を支援し、桑名が誇る観光・交流拠点の魅力を積極的に発信し、広域からの集客を図ります。
3. **産業誘導ゾーン**：多度地域の南部やインターチェンジ周辺を産業誘導ゾーンとして位置づけ、自然環境や周辺景観との調和に配慮しながら、産業の誘致及び支援を進めます。
4. **居住ゾーン**：生活道路や下水道などのインフラ整備や維持、公園・緑地の適正管理や緑化の推進に努め、快適に暮らせることができる居住ゾーンを形成します。また、少子高齢化と人口減少に伴って発生が見込まれる居住地における空洞化及び過疎化への対策を進めていきます。
5. **田園環境保全ゾーン**：優良農地の保全に努め、農業生産基盤の維持を図ります。また、田園環境を保全しながら、道路など日常生活に必要な生活基盤の整備を進め、居住環境の充実を図ります。
6. **森林・緑地ゾーン**：景観や防災、環境保全などの森林が持つ多面的な機能の維持・増進を図るとともに、市民や来訪者が楽しむことができるレクリエーション空間として活用します。
7. **水辺環境保全ゾーン**：木曾三川や市街地を流れる河川の貴重な水辺環境を保全するとともに、水産資源を活用した漁業の振興を図ります。河川環境を生かしたうるおいのある親水空間を整備するとともに、地震、風水害に備えた防災対策を強化します。
8. **中心拠点**：交通結節点である桑名駅周辺を中心市街地として位置付け、コンパクトな都心を目指すため、機能の再構築を図ります。
9. **地域拠点**：地域の日常生活の拠点として、地域コミュニティの維持と良好な居住環境の創出を図ります。

#### (4) 桑名市立地適正化計画（平成31年3月）

立地適正化計画制度は、全国的に進む人口減少と高齢化を背景に、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの施設等にアクセスできる都市構造として『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めるために創設された制度です。

計画には、市街化区域内に住民の居住を誘導する「居住誘導区域」、さらに原則としてその内側に生活サービス施設を誘導する「都市機能誘導区域」を定め、都市機能誘導区域には、その区域に誘導する施設等を定めます。

#### 桑名市立地適正化計画の主な内容

目標年次	2035年（令和17年）
基本理念	桑名市特有の歴史・文化を受け継ぎ、今後の人口減少・超高齢社会に対応する持続可能な安全で快適な都市環境の形成
将来都市像	快適な暮らしを次世代にも誇れるまち
基本的な方針（桑名市が目指す都市構造）	<p>歴史や文化を継承し、桑名駅を中心に交通結節点の機能が強化され、都市機能の集積やまちなか居住により中心市街地が一体となり活性化する都市構造</p> <p>鉄道やバス路線などの公共交通が維持され、交流が促進される都市構造</p> <p>歩いて行ける範囲に生活サービス施設（商業施設、医療福祉施設等）が立地し、皆が健康に暮らすことのできる都市構造</p> <p>地域行事への参加や趣味の活動等を通じて地域コミュニティが育まれ、誰もが居場所のある都市構造</p> <p>都市基盤や都市機能等の既存ストックが有効に活用される都市構造</p> <p>地震、津波、がけ崩れ等の災害から人の命を守ることを最優先とする都市構造</p>
桑名市の集約型都市構造の構築の基本的考え方	



誘導施設	定義	中心拠点	地域拠点				地域生活拠点	
		桑名駅 周辺	多度駅 周辺	長島駅 周辺	星川駅 周辺	大山田 地区	新西方 地区	
		保育所等 児童福祉法第6条の3 第6項及び第7項に規 定する地域子育て支 援拠点事業及び一時 預かり事業と、児童福 祉法第39条に規定す る保育所。						
商業施設 大規模小売店舗立地 法第2条第2項に規定 する店舗面積1,000㎡ 以上の商業施設。								

都市機能の誘導の ための施策	<p>国等が直接行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘導施策に対する税制上の特例措置</li> <li>・ 民間都市開発推進機能による金融上の支援措置</li> </ul> <p>国の支援を受けて、市が行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市再構築戦略事業による桑名駅東駅前広場施設整備事業の実施</li> <li>・ (仮称)桑名駅西子育て支援複合施設整備事業の実施</li> </ul> <p>市が独自に行う施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域拠点及び地域生活拠点における、必要に応じた基盤整備や市街地開発事業等の検討</li> <li>・ 各拠点へのアクセス利便性を高める道路の整備や公共交通の利用環境向上</li> <li>・ 民間事業者が都市機能誘導区域内に誘導施設を整備しようとする場合、市有財産の活用の可能性について事業者と協議</li> </ul>
-------------------	--